

山口デスティネーションキャンペーンにかかるメディア等を活用した 情報発信業務委託に係るプロポーザル応募要領

1 趣旨

本要領は、山口デスティネーションキャンペーンにかかるメディア等を活用した情報発信業務の委託事業者を選定するにあたり、企画提案を募り、応募した事業者から業務委託候補者を選定するための必要な事項を定めるものとする。

2 業務の名称

山口デスティネーションキャンペーンにかかるメディア等を活用した情報発信業務

3 業務の目的

2026年秋に開催される山口デスティネーションキャンペーン（以下「山口DC」という。）について、開催期間中のイベントやキャンペーン、特別な観光素材（以下「山口DC関連素材」という。）等、山口県観光の魅力を発信することで、本県への誘客促進及び観光消費額の拡大を図る。

4 業務の期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

5 業務の内容

別添「山口デスティネーションキャンペーンにかかるメディア等を活用した情報発信業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 予算限度額

16,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

7 委託料の支払

委託料の支払は、原則として、事業完了後の精算払いとする。

8 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) この手続の開始の日から契約日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又

は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出した書類に虚偽の内容を記した場合
- (2) 本応募要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (3) 企画提案書の見積金額が6の予算限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 提出資料等

(1) 質問書

- ① 提出期限 令和8年6月12日（金）15：00まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類 山口DCにかかるメディア等を活用した情報発信業務に関する質問書（別記様式1）
- ④ 提出方法 持参、メール又はFAX
メール又はFAXの場合は、電話で担当者に着信を確認すること。
- ⑤ 回 答 令和8年6月16日（火）【予定】
質問への回答は、参加意向を示した事業者全員にメールで行う。

(2) プロポーザル参加意向確認書

- ① 提出期限 令和8年6月12日（金）15：00まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類 山口DCにかかるメディア等を活用した情報発信業務に係るプロポーザル参加意向確認書（別記様式2）
- ④ 提出方法 持参、メール又はFAX
メール又はFAXの場合は、電話で担当者に着信を確認すること。

(3) 企画提案書

- ① 提出期限 令和8年7月9日（木）12：00（正午）まで（必着）
- ② 提出場所 下記17「連絡先・各書類の提出先」のとおり
- ③ 提出書類
 - ・ A4両面（任意様式）
 - ・ 表紙には、会社名、担当者名、電話番号及びメールアドレス等連絡先を記載すること。

④ 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。

⑤ 提出部数 7部（正本1部、副本6部）

11 企画提案書の記載事項

区分	内容
ア 表紙	会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
イ 企画提案書	<p><項目></p> <p>1 総論</p> <p>(1) 企画提案趣旨</p> <p>(2) 業務実施体制</p> <p>(3) 緊急時の連絡体制、苦情等に係る処理体制</p> <p>(4) 類似業務の実績</p> <p>(5) 全体の実施行程</p> <p>2 各論</p> <p>仕様書の内容を充たしたうえで、以下の項目について提案・提示すること</p> <p>(1) テレビを活用した発信</p> <ul style="list-style-type: none">○ターゲット層○番組○取材や撮影で取り上げる素材 <p>(2) OTT(Over The Top)広告による情報配信</p> <ul style="list-style-type: none">○ターゲット層○企画案(CMの尺、訴求テーマ、構成、ストーリーなど)○出稿案(配信先 OTT サービス、配信期間、広告効果指標など) <p>(3) 紙媒体を活用した発信</p> <ul style="list-style-type: none">○ターゲット層○広告媒体案○デザイン案 <p>(4) DSP(Demand Side Platform)を活用した広告（動画広告配信）</p> <ul style="list-style-type: none">○ターゲット層○企画案(動画の尺、訴求テーマ、構成、ストーリーなど)○出稿案(配信媒体、配信期間、広告効果指標など) <p>(5) インフルエンサーを活用した情報発信</p> <ul style="list-style-type: none">○インフルエンサー(3名)及び SNS 投稿媒体○ターゲット層○県内視察の行程(観光地、体験コンテンツ、グルメなど)
ウ 会社概要	・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの

エ 協力業者概要	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に協力業者が参加する場合は、「協力業者の概要」（別記様式3）を用いて作成すること（協力業者が会社の場合は法人名を、個人の場合は個人名を記入すること）
オ 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・当業務に係る所要経費を全て見積もること（消費税及び地方消費税を含む。） ・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること

12 審査

(1) 審査委員会による審査

提出された企画提案書について、別に定める「山口デスティネーションキャンペーンにかかるメディア等を活用した情報発信業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）において、審査を行う。

13 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価ポイント
1 全体		
業務遂行にあたっての基本的事項	10	<ul style="list-style-type: none"> ○企画提案趣旨が明確であるか ○業務実施体制を確立しているか ○業務遂行能力があるか ○緊急時又は突発的な事態に的確に対応できるか ○実施行程のスケジュールは適切か
2 各論		
(1) テレビを活用した発信	20	<ul style="list-style-type: none"> ○ターゲット層への訴求効果が期待できる番組が選定されているか ○企画内容は視聴者の興味を惹くものであるか ○取材や撮影で取り上げる素材（観光地、観光素材、グルメ、キャンペーン等）は、魅力的なものであるか
(2) OTT (Over The Top) 広告による情報配信	15	<ul style="list-style-type: none"> ○ターゲット層への訴求効果が期待できるCMとなっているか ○CMの尺、訴求テーマ、構成やストーリーは適切であるか ○出稿案は効果的なものであるか（配信先 OTT サービス、配信期間、広告効果指標など） <p>※広告効果指標…表示回数、再生回数、再生完了数、クリック数、クリック単価等</p>

(3)紙媒体（フリーペーパー、雑誌等）を活用した発信	15	○広告媒体案はターゲット層に幅広く情報を届けることができるものであるか ○デザイン案はターゲットへの訴求効果が期待できるか
(4)DSP（動画広告配信）を活用した広告	15	○ターゲット層への訴求効果が期待できる動画広告となっているか ○動画の尺、訴求テーマ、構成やストーリーは適切であるか ○出稿案は効果的なものであるか（配信媒体、配信期間、広告効果指標など）
(5)インフルエンサーを活用した情報発信	20	○ターゲット層への訴求が期待できるインフルエンサーが選定されているか ○県内視察の行程は、観光地、体験コンテンツ及びグルメの魅力等を効果的に体感できる内容となっているか ○SNS投稿は、特定の媒体への偏りを避け、複数媒体をバランスよく活用しているか
3 参考見積	5	○提案内容に応じた所要額が適切に見積られているか
合計	100	

14 留意事項

- (1) 書類の作成など、提案に要する経費は企画提案事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返還しない。
- (3) 提出期限後の企画提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (4) 企画提案は1事業者につき、1提案とする。
- (5) 企画提案事業者が1者の場合でも、審査は行う。
- (6) 審査は、非公開で行い、審査の経過等に関する問合せには応じない。
- (7) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

15 選定結果の通知

- (1) 企画提案書等の審査により、特定の業務委託候補者1者を決定した後、選定結果を企画提案事業者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された企画提案書等は特定の業務委託候補者1者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

16 成果物の著作権

事業により作成した成果等の著作権は、一般社団法人山口県観光連盟に帰属

するものとする。

17 連絡先・各書類の提出先

〒753-8501 山口市滝町1-1

一般社団法人山口県観光連盟

山口 DC にかかるメディア等を活用した情報発信業務

担当 堀

TEL:083-924-0462

FAX:083-928-5577

E-mail:info@oidemase.or.jp

【参考：スケジュール】

- | | |
|-----------------|----------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和8年6月12日(金)15:00 |
| (2) 参加意向確認書提出期限 | 令和8年6月12日(金)15:00 |
| (3) 質問に対する回答 | 令和8年6月16日(火)予定 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年7月9日(木)12:00(正午) |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年7月14日(火)予定 |